# 展示史料解説

#### - . 北野村絵図

野荔蒙文書(C)1-1 明和九年(一七七二)

西脇家文書C21-1 でいる。図中、黄色に塗られた北野村の生地を増切るように白いれている家の数は、実際の家数と同じと思われる。対の北には北京南北に流れている家の数は、実際の家数と同じと思われる。対の北には「御林山」と呼ばれる山を背負い、東側には旧生田川の河床が「御林山」と呼ばれる山を背負い、東側には旧生田川の河床が「部郡と隣の兎原郡との境界をなしていた。生田川は、明治初年に付け替えられ、現在の新幹線新神戸駅付近からほぼ真南に下るかたちに大きく変化し、旧河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、旧河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、旧河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、旧河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、田河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、田河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、田河床は、いまはフラワーロードの敷るかたちに大きく変化し、田河床は、いまはフラワーロードの敷とが、地下には地下鉄も通って神戸でも有数の交通路となった。北野村の相、給、領、主・旗本片桐地帯があるが、この部分は、北野村の相、給、領、主・旗本片桐地帯があるが、この部分は、北野村の相、給、領、主・旗本片桐地帯があるが、この部分は、北野村の相、給、領、主・旗本片桐地帯があるが、この部が、大きには、大きないる。

#### 4. 北野村絵図

つの手がかりである村役人の名前からも、北野村に関しては時期定祥というように少なくとも三名はおり、特定は難しい。もう一た之晴、宝暦・天明年間ころの当主佑賢、文化~天保ころの当主たっ。図中、「片桐新之丞殿知行所」という記載がみられるが、旗本図も江戸時代の北野村を描いた絵図だが、作成年代の記載はな本図も江戸時代の北野村を描いた絵図だが、作成年代の記載はな本図も江戸時代の北野村を描いた絵図だが、作成年代の記載はな本図も江戸時代の北野村を描いた絵図だが、作成年代の記載はな

# 3. 山本通壱丁目弐丁目絵図 (北野町地籍図)

の特定が難しく、結局年代は不詳とせざるをえない。

明治九年(一八七六)

も田や畑との記載されている。ここから、緩傾斜地に棚田がひたって東西方向に長辺をもつ短冊型の区画が並れる一筆一筆の土地と実際の所在地とを対照するために、恐らく測量に基づいて製作されたものと考えられる。北野村の領域をリアルに描いた地図とと実際の所在地とを対照するために、恐らく測量に基づいて製作が北野町となっている)。土地台帳に記載される一筆一筆の土地が北野町となっている)。土地台帳に記載される一筆一筆の土地が北野町となっている)。土地台帳に記載される一筆一筆の土地が北野町となっている。土野村は、北野町と改称さ「土地台帖製造之図」と題された図。北野村は、北野町と改称さ「土地台帖製造之図」と題された図。北野村は、北野町と改称さ「土地台帖製造之図」と題された図。北野村は、北野町と改称さ「土地台帖製造之図」と題された図。北野村は、北野町と改称さ

### 4. 北野村新開検地帳

慶長一七年(一六一二) 一一月

北野村文書16 という代官の名がみえるが、詳細は不明である。

#### 5. 北野村水 帳

慶長一七年(一六一二)三月(近世中期カ)

上記しては現存する北野村の最古の史料となる。水帳とは、御図作記上では現存する北野村の最古の史料となる。水帳とは、御図作となる石高と一致している。つまり本帳は享保年間前後に実施された片桐領分の検地データは、慶長当時のものとみなすことはできないと考えている。表紙に「午三月吉日」とある点も、とはできないと考えている。表紙に「午三月吉日」とある点も、とはできないと考えている。で、本帳に記載されているデータは、慶長当時のものとみなすことはできないと考えている。で、本帳に記載されている。これし、名請人の中に享飯分となる石高と一致している。つまり本帳は享保年間前後に実施された片桐領分の検地データにほかならず、なんらかの理由でルーツともいえる慶長一七年という年号が表紙に記載されたものルーツともいえる慶長一七年という年号が表紙に記載されたものルーツともいえる慶長一七年という年号が表紙に記載されたもの地には、2000年によります。

#### 6. 北野村水帳

慶長一七年(一六一二)三月(近世中期~後期カ)

#### 7. 北野村検地帳

寛文四年(一六六四)二月

### 8.在々御法度之覚書

貞享二年(一六八五)一二月

というである。 と対しても貴重なものである。 と料としても貴重なものである。 と料としても貴重なものである。 と対としても貴重なものである。 というである。 というである。 というない青山氏時代の尾崎藩の中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に本史料が掲載されているように、数少ない青山氏時代の尼崎藩の中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に本史料が掲載されているように、数少ない青山氏時代の尼崎藩の中心で、全部で四六ヶ条からなる。『尼崎市史』第五巻史料編に本史料が掲載されているように、数少ない青山氏時代の尼崎藩の中心で、全部で加入を表記を表示している。

# 9. 御仕置五人組帳(前書)

寛政七年(一七九五)二月

#### 10. 高札写

天和二年 (一六八二) 五月

西脇家文書C1のである。

ことによって、その存在感を村人にも示すことができたれていることによって、その存在感を村人にも示することで、関わるような重要な法令である。領主は、村人にとって常日頃から姿がみえる存在ではなかったが、高札が村の中心に常時掲げらら姿がみえる存在ではなかったが、高札が村の中心に常時掲げられていることによって、その存在感を村人にも示すことができたれていることによって、その存在感を村人にも示すことができたのである。

# 11.切支丹御改寺請状帳(宗 門 改 帳)

元治元年(一八六四)三月

上、村の戸籍のような役割が備わることにもなった。 
東宗門改帳は、毎年更新されるが、そうしたデータの特質から事実の箇所に印判が捺印される。そして最後に、本帳記載の全員がキの箇所に印判が捺印される。そして最後に、本帳記載の全員がキ本帳には、当主以下家族の名前が年齢と共に書き上げられ、当主本帳には、当主以下家族の名前が年齢と共に書き上げられ、当主本帳には、当主以下家族の名前が年齢と共に書き上げられ、当主本帳には、当主以下家族の名前が年齢と共に書き上げられ、当主本帳には、当主以下家族の名前が備わることにもなった。 
西脇家文書C22

# 12. 切支丹御改五人組誓詞帳

元治元年 (一八六四) 三月

したものである。この五人組を書き上げたのが、五人組帳だが、も)一組で、相互監視や連帯責任など行わせるために領主が編成五人組とは、組、頭を勤める家を含め五戸(四戸、六戸の場合五人組とは、組、頭を勤める家を含め五戸(四戸、六戸の場合

誓う内容になっているのが特徴である。ったものは、構成員全員がキリシタンでないことを五人組として五人組として請け負う形が取られるが、この北野村片桐領分に残通常五人組帳といえば、9のような前書と呼ばれる法令の遵守を

## 13. 生田川筋新堤争論絵図

正徳六年(一七一六)六月

西脇家文書C13が載に興味深い。

西脇家文書C13が載に興味深い。

西脇家文書C13が載に興味深い。

西脇家文書C13が載に興味深い。

西脇家文書C13が誠に興味深い。

西脇家文書C13が誠に興味深い。

# 14. 生田川新堤争論裁許書写

享保元年(一七一六)九月

盛り上げた部分は削り取る)。一方、生田村側に作られたという 北野村と生田村との間で争われた生田川の新堤をめぐる争論につ 本帳は天保一一年(一八四〇)に作成された写本である。 両岸の村々はお互い極めて鋭敏に事に対処したのである。なお、 固になれば他方の岸に影響をこうむるという認識があったので、 する。今後、双方共に川筋に新たに手をいれることは禁止する、 村の集落が水害被害に遭うおそれがあるので、これもこのままと 新堤は、水行に影響がないものであり、かつこの堤がないと生田 的に今回の堤はそのままとする(一尺=約三○㎝ほど前の堤より がなくては北野村側に水害被害をもたらす恐れがあるので、基本 害で流されてしまった堤をやや岸寄りに再構築したもので、これ 無断で構築したと主張していたが、北野村側のものは数年前の水 相手方の村の川岸に築かれている堤をこれまでになかった新堤を 役人が現地に下って見分したうえ、裁断を下した。双方ともに、 同じ幕府領ながら管轄代官が異なるためにそれぞれの代官所から との裁断を下した。川の堤防構築にあたっては、片方の堤防が堅 いて、幕府の代官所が下した裁許(判決)を記したもの。両村は 西脇家文書A7

### 15. 北野村山林図

安永五年 (一七七六) 一一月

西脇家文書C4

これは、福原庄六ヶ村(北野・神戸・中宮・花熊・二ツ茶屋・宇 くの場合江戸幕府)直 轄の山で、保安林や公的な目的で利用ほぼ「御林山」で覆われていた。御林山というのは、領主(多ても重要だった。但し、北野村のばあい、山の麓に近いあたりはても重要だった。但し、北野村のばあい、山の麓に近いあたりは う 秣 、屋根を葺く茅などに使用する。また近隣の町場へもこ まぐさいなわち、山で柴や草を刈り取り、堆肥や燃料、農耕牛を養た。すなわち、山で柴や草を刈り取り、堆肥や燃料、農耕牛を養 神社の背後には「宮山」が見えるが、これらは鎮守の杜として村 治野)が共同利用するエリアである。山裾近くに鎮座する二つの 必要があった。村の北東方や北西方には「立会草山」が見えるが、 定の用益が生じると判断されるため領主に対して山年貢を納める ゆる村持ちの山で北野村が単独で利用できるエリアであるが、一 た。これら御林山の奥には「御小物成山」が見える。ここはいわ 御林山とともにもう一方の領主片桐家の管轄する御林山もあっ 下草を刈ることだけは認められていた。北野村には、幕府直轄の 立ち入ることも禁じられていたが、一定の利用料を支払うことで 指定されているエリア内では、立木を切ることはおろかみだりに する木材確保のため、全国にわたって指定されていた。御林山に の北側にも、六甲山の山塊が迫っており、村民と山との関係はと や様々な普請工事に使用する木材の調達も山から行った。北野村 うした山からの収穫物を売りに出ることもあった。もちろん建築 かつて村の生業・生活にとって山は切っても切れない関係があっ ら考えて山の区分表示が主な主題だったと考えられる。 人から厚く保護されたものと思われる。本絵図は、その細密さか

# 16. 北野村片桐領御林山絵図

宝暦一三年(一七六三)九月

っては貴重な林山だった。と較的狭いエリアながらも、片桐領分にと西隣に位置していた。比較的狭いエリアながらも、片桐領分にととが注記されている。場所は、天神社とそれに附属する宮山の東絵図。領主役人が北野村を見分のためやってきた際に提出したこ絵図。領主の人が北野村を見分のためやってきた際に提出したこれ野村の領主のうち旗本片桐氏の管轄する御林山を中心に描いた西脇家文書C8

### 17. 北野町持山割図

されていたことがわかる。さらに山内は、帯状に小区分され壱番「吉根山」「山の谷」「砂連根山」「西ヶ瀧」「西山」に大きく区分称されていたが、本図によれば東(右)から「桜ヶ谷」「東ヶ瀧」御林山の奥に北野村の持山エリアがあった。ここは小物成山と総西林山の奥に北野村の持山エリアがあった。ここは小物成山と総

から五十九番までの番号が付されており、それぞれ所持者の名が

がもう一点残されている。とができる。なお、ほぼ同じ主題で所持者の名だけが欠けた絵図とができる。なお、ほぼ同じ主題で所持者の名だけが欠けた絵図ことから、北野村が北野町と改称された明治初年頃の図とみるこ記されている (一部を除く)。三十四番が「町持」となっている記されている (一部を除く)。三十四番が「町持」となっている

# 18. 北野村御林跡新田検地帳

享保一八年(一七三三)八月

### 19. 御林木数下改帳

寛政五年(一七九三)四月

西脇家文書 A3 を改れている。 西脇家文書 A3 を立れている。 なお旗本片桐領の御林山でも立木 改 めが実限が残っていた。これによれば、六ヶ所ある幕府御林山には松が長五三六本生え、長さ二~三尺の苗木が四七七九本生えていると報告している。ほかにも木のサイズ毎の内訳なども報告されていると前に、北野村の御林山の立木の特徴は、地形が嶮岨で、かつ花崗岩るが、北野村の御林山の立木の特徴は、地形が嶮岨で、かつ花崗岩るが、北野村の御林山の立木の特徴は、地形が嶮岨で、かつ花崗岩るが、北野村の御林山のであるため木の生長が悪く、曲がった木の風化のためか砂利がちであるため木の生長が悪く、曲がった木の間でしている。なお旗本片桐領の御林山でも立木 改 めが実いと説明している。なお旗本片桐領の御林山でも立木 改 めが実施されており、その改帳が西脇家文書に残されている。 西脇家文書 A3 できれており、その改帳が西脇家文書に残されている。

### 20. 御林山山番一札

安政五年(一八五八)二月八日

# 21. 郡境山境草山出入裁許絵図

享保八年(一七二三)いらい摂津国兎原郡葺 屋 庄(東側)と『神典のようの 西脇家文書 C 14字(一七二六)一〇月一九日

草山の境界争いについて、当時の大 坂 城 代と大坂東西両町奉同国八部郡福 原 庄(西側)との間で争われてきた郡の境界と を物語っている。 から「山手米」が支払われていた。しかし、山中のことでもあ領域の独占的な利用を行い、その利用料として山田庄に各「庄」 ぼ全面を石が覆い、水流がほとんど地表にあらわれていない様子 て、裁定するに至ったことがうかがえる。図中、生田川(現在の り、裁定者である幕府役人がきわめて厳密な実地見分をおこなっ 川筋や尾根筋の形などは驚くほど実際の地形に似せて描かれてお 文字で記されている。もとより測量に基づいたものではないが、 らわし、裁定の内容を図示するとともに、裏にその裁定の内容が がはかられたのである。本図は、表に係争地域を精彩な絵図にあ 庄の入会(共同利用)と裁定することによって、いちおうの解決 が曖昧だったこともあって、結局生田川最上流部の一定領域を両 おこるようになったのである。この争論では、双方の主張の根拠 分明となってゆき、隣の庄同士で、その利用境界をめぐる争いが り、確定していたはず各庄の利用境界も、時間の経過とともに不 している山地で、ここでは六甲山南麓の村々が「庄」単位で一定 主張が認められている。またこの争論では、中一里山とよばれる 拠書類もあると主張している。この点の裁定は、ほぼ福原庄側の 根と主張するのに対し、福原側は生田川の中央部が境目であり証 行が裁定を下した。郡境については、葺屋側が生田川の西側の場 フラワーロード)の河床が白く描かれているが、これは河床のほ 六甲山中の草山の境界をめぐっても両庄の間で争われている。中 里山とは、六甲山地の北側に位置する丹 生 山田 庄 に所属

# 22. 郡境山境草山出入につき返答書

享保八年(一七二三)一〇月一二日

答書の写しである。葺屋側の争点に対して一点一点反論している。ヶ村(北野・花熊・宇治野・神戸・二茶屋・中宮)が提出した返なって訴状が提出されたが、本状はその反対弁論として福原庄六生田村をはじめとする葺屋庄三ヶ村(生田・熊内・中)が原告と生田村をはじめとする葺屋庄三ヶ村(生田・熊内・中)が原告と字保一一年(一七二六)に裁許がくだった郡境山論草山争論は、享保一一年(一七二六)に裁許がくだった郡境山論草山争論は、

### 23. 北野村年貢免定

とから徹底した抗弁を行っている。

同時に証拠書類も提出された模様で、自らの権益にもかかわるこ

西脇家文書B119 天明四年(一七八四)一○月

本的に米と銀(上方における基本通貨)とで納めることが求めら地に賦課される本途物成と雑税である小物成とに大別され、基の支払いを村に通達したものである。年貢の内容は、田畑など土年貢免定とは、年貢割 付 状ともいい、領主がその年の年貢高年

ている。青木楠五郎は幕府の代官。 でいる。青木楠五郎は幕府の代官。 でいる。年によって巻かれているため実に長大なものとなっが、かなり余裕をもって書かれているため実に長大なものとなって変付をうけて、村内での割り付けを行うとともに、期限までにある。期限はたいていのばあい極月(一二月)で、村はこの免定ある。年によって災害などによる控除分が算定されることもれている。年によって災害などによる控除分が算定されることも

## 24. 北野村年貢皆済目録

嘉永四年(一八五〇)三月

### 25. 北野村年貢免定

万延元年(一八六○)一一月 133

置いていた。免定はこの豊浦役所より通達されていたでのある。ための陣屋(役所)を大和国添 下郡豊 浦村(現大和郡山市)にる。片桐家も北野村に対し毎年年貢免定を発行し、村もそれに応えてきた。旗本片桐氏本人は江戸に常住していたが、領地のすべえてきた。旗本片桐氏本人は江戸に常住していたが、領地のすべえてきた。旗本片桐氏本人は江戸に常住していたが、領地のすべえてきた。旗本片桐氏本人は江戸に常住していたが、領地のすべえてきた。旗本片桐気は、わずか二七石余りだけとは北野村の一方の領主、旗本片桐家は、わずか二七石余りだけとは北野村の一方の領主、旗本片桐家は、わずか二七石余りだけとは

### 26. 北野村年貢免定

明治元年(一八六八)一〇月

とは、兵庫県の初代知事となった伊藤博文のことである。をは、兵庫県の初代知事となった伊藤博文のことである。を体的に簡略なものになり、さらに小物成がみられなくなっていたため、西摂地方の幕府領を引き継いだ兵庫県から免定が発給さたため、西摂地方の幕府領を引き継いだ兵庫県から免定が発給されている。基本的には幕府領を引き継いだ兵庫県から免定が発給されている。大田・東京の東府領を引き継いだ兵庫県から東京で移納されても基年貢収取の方式は、政権が江戸幕府から明治新政府に移っても基年貢収取の方式は、政権が江戸幕府から明治新政府に移っても基年

# 27. 免定御下げにつき願書

文政一一年 (一八二八) 八月一一日

的

代官所(代官小堀主税)の支配を受けることとなった北野村を含 る当村は、大坂におかれていた代官所(谷町代官所か鈴木町代官 北野村の大部分は江戸幕府の直轄領であるが、実際に支配を担当 と)がまとめて受け取ることを代官に願ったもの。 を、遠方であることを理由に九ヶ村の「組合惣代」(代表者のこ む八部郡の九ヶ村が、ほんらい各村ごとに受け取るべき年貢免定 所の支配を受けることもあった。本史料は、京都に置かれていた 所)の支配を受けている時期が多かったが、時に他所にある代官 しているのは、勘定奉行所配下の代官だった。西摂地域に位置す 西脇家文書B

#### 28 田畑砂入帳

寛保二年 (一七四二) 六月

遭ってしまったのである。被害は、「砂入」という田畑に土砂が 五年(一七四〇)に起こった水害で北野村の田畑が大きな被害に らした。北野村も例外ではなく、川に近い場所にある田畑はしば ひどいときには河床から水があふれて、流域に大きな被害をもた 玉石で覆われていたが、いざ大雨が降るとたちまち洪水が発生し、 生田川はふだん水流も少なく、河原は上流から流されてきた砂や けて、リストアップされている。 流入した状態、「水押」という田畑が水に押し流された状態に分 た洪水が発生して、せっかく復旧しつつあった田畑が再び被害に あったが、その復旧工事を進めつつあったこの寛保二年にまたま しば水害に遭った。本史料が作成された寛保二年の二年前の元文 西脇家文書A33

### 北野村年貢免定

る。すなわち、「きる子虫附水損」という記載がそれで、これはい年貢免定の一つだが、実は歴史的に重要な情報が記載されてい がうかがうこともできる。この免定は、北野村に残るもっとも古 多大な被害を被ったことも判明する。 たことをしめしており、当地ではさらに大水害も発生し、農地が を食べる虫(ウンカ説が有力)の大発生がここ北野村でも見られ 江戸時代の三大飢饉のひとつ享保の大飢饉のきっかけとなった稲 がなく単調なものに思えるが、よくみると実際には年ごとの変化

#### 30 百姓貯夫食御下穀囲高帳

天明八年 (一七八八)

松平定信による寛政改革で打ち出された重要な経済政策の一つに 西脇家文書A23

> 詰め戻す)するなどの運用がはかられていたのである。 歳には、貯穀全ての貸し下げを申請し、五ヶ年賦で返済(郷蔵に ○分の一程度)が飯米用に下付されていた。さらにひどい凶作の 御下穀」としてその年の貯蓄分から二○分の一以下(だいたい四 ある。米は毎年新米に詰め替えられ、凶作だった年には「廿分一 別に「別囲」として二六石余もの籾を村では備蓄していたようで 有者は領主であると認識されていた。したがってこの貯穀高とは 備蓄していた。この米は村が貯蓄したものではあるが、備蓄米所 策として取られた施策だった。村の公的な土蔵である郷 蔵など 的に一揆や打ちこわしが激発したことから、そうした状況への対 けとなり、東北地方を中心とする農村で餓死者を多く出し、全国 囲 米の徹底化がある。これは異常気象が原因で発生した長期がこいます。 よれば、村では嘉永元年(一八四八)までに七石八斗四升の米を のが寛政改革においてだった。北野村でも天明八年から麦や米 に備えて米や貨幣を蓄えておくこと)を全国的に徹底化を図った に米を備蓄することはそれまでにもあったが、備荒 貯蓄(飢饉 (籾)、あらめ (海藻)、茶を毎年一定量貯蓄していた。本史料に な冷害によりおこった天明の大飢饉(天明二~八年)がきっか

#### 31 天神什物帳

天保一五年 (一八四四) 二月

り、それを神仏習合といった。神社の守を社 僧と呼ばれる僧 侶れる物品である。かつて神祇信仰は、仏教と密接に結びついてお 仏分離政策のもと、廃 仏 毀 釈運動が起こり神社から仏教色が排「伯玄」なる僧名を持つた人物がそれである。明治時代以降、神 ことだった。詳細は知られないものの、北野村の氏 神である北 除されたため、今日の神社に仏教的要素をほとんどみることはで 野天満神社には社僧がいたもののようで、本史料の表紙にみえる が行ったり、寺院の境内に神社が鎮座していることはごく普通の ある。しかし、生活用品以外に目立つのは仏教関係のものと思わ 本史料は、天保年間の北野天満神社の所有物を書き上げたもので 西脇家文書A12

#### 32 外国人への土地貸与契約書

明治三年(一八七〇) 一二月一二日

物に譲渡されていることが注記されている(翌々年ヘンリー死亡 に、ギルリンハムからアメリカ人のヘンリー・H・リースなる人 ことになったのである。一方、借地権も明治三〇年(一八九七) 金三朱、一年間の約束で契約している。この土地はその後、明治 わした地所貸し渡し契約書。一五五坪の土地一箇所を一坪あたり 北野村百姓吉左衛門がイギリス人「ヂョン・ギルリンハム」と交 一二年(一八七九)に西脇家が買い受けたため同家文書中に残る 西脇家文書 C 20-2

> に貸与された例としてもかなり早いものの一つと考えられる。 記されており、封 蝋が使用されている。北野村の土地が外国人 により妻に譲渡)。文書は、英文と日本文とが一枚の紙の両面に

#### 33 外国人への土地貸与契約書

明治二七年(一八九四)四月一日

六年にドイツ人内海水先案内人「マーチン・クリスチアン・五厘、二五年期限で契約している。この地所の借地権は、一八九 ツ領事館員「ウィルヘルム・スタインシュ」へ譲渡されている。 セヲダー・ヴォラート」に譲渡され、さらに一八九八年にはドイ で交わされた契約書。一六五坪の土地を、借地料一坪一ヶ月四銭 西脇家とイギリス人「ペシー・アルフレッド・ニコール」との間 北野村文書9-1

#### 34 外国人への土地貸与契約書

明治二七年(一八九四)六月一五日

わされた契約書。三〇九坪余り (一部他家の土地を含む)、借地 年にはベリニーの妻に借地権譲渡されている。 料年一六七円一一銭、二五年期限で契約している。また一九〇〇 西脇家とアメリカ人「シンネテー・デー・ベリニー」との間で交 北野村文書9-2

#### 35 北野町古料年貢免状

明治七年 (一八七四) 五月

場合、明治五年の免状から「北野町」と名義が変わっている。こ 廃止される前に、北野村=北野町では実質的に取られていたので これは新政府が進めてきた政策である地租改正と大きく関わって 当する分以外はなくなったのである。明治五年には四五円余りだ となったとみなされ、村請としての貢租は、かつての小物成に相 なわち、「町」となったことにより、村域の土地の全てが市街地 変更ではなく、貢租の内容についても大きな変化がみられた。す 野町」となったためであったが、この変更は、単なる名称だけの れは、周辺村々が合併して神戸町となり、北野村はその一部の「北 たちで、政府に納められていた(~明治八年)。ただ、北野村の 明治維新後も、貢租は年貢免状によって村に通知され、 いるが、租税を土地所有者個人で納める形が、村 請 制が完全に った貢租合計は、本状ではわずか八円余りと大幅に減少している。 村請のか

(文責:木村修二)